

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年3月15日

金曜日

号外(5)

目次

規則

| | |
|----------------------------------|---|
| ○富山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |

規則

富山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第3号

富山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

富山県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第10条を第14条とし、第9条の次に次の4条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

第10条 条例第18条の4第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- （2） 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第18条の4第2項に規定する正当な理由が必要であること。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

第11条 条例第18条の4第2項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときの規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。）の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。
- (4) 前3号に準ずる正当な理由

2 条例第18条の4第2項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときの規則で定める正当な理由は、保護者が自己の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

3 条例第18条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名、住所及び電話番号
(公表の方法)

第12条 条例第18条の4第5項の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与の方式)

第13条 条例第18条の4第6項の規定による意見を述べる機会の付与（第3項において「意見陳述の機会の付与」という。）は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例の条項

(2) 公表の原因となる事実

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく陳述書の提出期限内に陳述書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかつたときは、条例第18条の4第5項の規定による公表をすることができる。

様式第1号及び様式第9号中「45センチメートル」を「40センチメートル」に改める。

様式第10号中「（第10条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同様式の（表）

中「9.1センチメートル」を「9センチメートル」に、
「6.4センチメートル」を「6センチメートル」に改め、同

様式の（裏）中

〔 (6) 第18条の2第1項各号に掲げる施設において営業を営む者を

〔 (6) 第18条の2第1項各号に掲げる施設において営業を営む者
(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県青少年健全育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(子ども支援課)

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則のよう
に定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第4号

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(4)を同表の1の(5)とし、同表の1の(3)を同表の1の(4)とし、同表の1の(2)を同表の1の(3)とし、同表の1の(1)の次に次のように加える。

(2) 生薬調製機械

| 種別 | 単位 | 金額 |
|---------|----------|------|
| 生薬原料洗浄機 | 1台につき1時間 | 560円 |
| 減圧乾燥機 | | 470円 |
| 平型乾燥機 | | 370円 |

様式第1号中

| | |
|--|--|
| 施設 の 名 称 (製剤機械若しくは 試験機器の名称、開 放試験室又は動物実 験室) | |
|--|--|

を

| | |
|---|--|
| 施設 の 名 称 (製剤機械、生薬調 製機械若しくは試験 機器の名称、開放試 験室又は動物実験室) | |
|---|--|

に改める。

第2条 富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)中「350円」を「360円」に、「360円」を「370円」に、「850円」を「870円」に、「950円」を「970円」に、「510円」を「520円」に、「3,110円」を「3,170円」に、「800円」を「820円」に、「4,340円」を「4,420円」に、「2,650円」を「2,700円」に、「1,830円」を「1,860円」に、「3,050円」を「3,110円」に改め、同表の1の(2)中「560円」を「570円」に、「470円」を「480円」に、「370円」を「380円」に改め、同表の1の(3)中「1,040円」を「1,060円」に、「490円」を「500円」に、「860円」を「880円」に、「660円」を「670円」に、「950円」を「970円」に、「350円」を「360円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「2,090円」を「2,130円」に、「460円」を「470円」に、「2,170円」を「2,210円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「630円」を「640円」に、「3,350円」を「3,410円」に、「16,870円」を「17,180円」に、「6,470円」を「6,590円」に、「800円」を「820円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「810円」を「830円」に、「590円」を「600円」に、「1,230円」を

「1,250円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「2,340円」を「2,380円」に、「2,140円」を「2,180円」に、「1,720円」を「1,750円」に、「6,120円」を「6,230円」に、「780円」を「800円」に、「410円」を「420円」に、「5,010円」を「5,100円」に、「880円」を「900円」に、「540円」を「550円」に、「250円」を「260円」に、「980円」を「1,000円」に、「770円」を「780円」に、「680円」を「690円」に、「3,000円」を「3,060円」に改め、同表の1の(5)中「340円」を「350円」に改め、同表の2の(1)中「19,230円」を「19,590円」に、「12,720円」を「12,960円」に、「6,810円」を「6,930円」に改め、同表の2の(2)中「5,020円」を「5,110円」に、「2,650円」を「2,700円」に改め、同表の2の(3)中「5,020円」を「5,110円」に、「2,650円」を「2,700円」に改め、同表の2の(4)中「8,000円」を「8,140円」に改め、同表の2の(5)中「56,100円」を「57,140円」に、「69,850円」を「71,150円」に、「35,420円」を「36,070円」に、「72,920円」を「74,270円」に改め、同表の2の(6)中「64,370円」を「65,570円」に、「65,950円」を「67,170円」に改め、同表の2の(7)中「8,530円」を「8,690円」に、「8,390円」を「8,550円」に、「960円以上10,890円」を「980円以上11,090円」に改め、同表の2の(8)中「4,060円」を「4,140円」に改め、同表の2の(9)中「8,530円」を「8,690円」に改め、同表の2の(10)中「830円」を「850円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の富山県薬事総合開発センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(くすり政策課)